

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市計画法	法令番号	昭和43年法律第100号			
手続名	開発行為の許可及び変更許可	根拠条項	第29条第1項、第2項及び第35条の2			
審査基準	<p>(開発行為の許可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、佐賀県知事（佐賀市の区域内は除く）の許可を受けなければならない。ただし、法第29条第1項各号に掲げる開発行為についてはこの限りではない。（根拠規定：法第29条第1項）</li> <li>○ 都市計画区域又は準都市計画区域外の区域内において、1ha以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、佐賀県知事（佐賀市の区域内は除く）の許可を受けなければならない。ただし、法第29条第2項各号に掲げる開発行為についてはこの限りではない。（根拠規定：法第29条第2項）</li> </ul> <p>(開発許可申請の手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開発行為の許可を受けようとする者は、法第30条に規定する申請書及び添付書類を佐賀県知事（佐賀市の区域内は除く）に提出しなければならない。</li> <li>○ 具体的な申請書類の様式及び添付書類については、「開発許可の手引き」（佐賀県まちづくり課発行）等を参考として行う。（以下開発許可等関係申請についても同様とする）</li> </ul> <p>(開発許可の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐賀県知事は、開発許可の申請があった場合、当該申請に係る開発行為が、法第33条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続きがこの法律又はこの法律の命令の規定に違反していないと認められるときは、開発許可をしなければならない。</li> </ul>					
	受付機関	各市町村	処理機関	各土木事務所 まちづくり課	交付機関	各土木事務所 まちづくり課
			標準処理期間	60～90日		目次
			標準経由期間	上記に含む日		No.
					15-1	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市計画法			法令番号	昭和43年法律第100号					
手続名	開発行為の許可及び変更許可（続き）			根拠条項	第29条第1項、第2項及び第35条の2					
審査基準	<p>○ 許可基準の適用に関しては、国の各種の通知や旧通達及び「開発許可制度運用指針」等を参考とするとともに、「開発許可の手引き」、「開発許可制度の解説」等を参考として行う。</p> <p>（市街化調整区域における開発許可）</p> <p>○ 市街化調整区域に係る開発許可（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く）については、上記開発許可の基準に適合するほか、法第34条に掲げる各号の一に該当すると認められる場合でなければ、許可できない。</p> <p>○ 法第34条各号の適用については、国の各種の通知や旧通達及び「開発許可制度運用指針」等を参考とするとともに、「開発許可制度の解説」等を参考として行うほか、佐賀県開発審査会付議基準及び取扱要領の基準による。</p> <p>（変更の許可等）</p> <p>○ 開発許可を受けた者は、法第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合は佐賀県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更等はこの限りではない（根拠規定：法第35条の2）</p> <p>○ 許可の基準については、上記基準を準用する。</p> <p>（許可の処理機関の区分）</p> <p>○ まちづくり課で許可を処理するもの：開発区域の面積が1ha以上のもの及び市街化調整区域に係る開発許可のうち開発審査会の議を経る必要があるもの（法第34条第14号に該当するもの）</p> <p>○ 各土木事務所で許可の処理をするもの：上記以外の開発行為の許可に係るもの</p>									
	受付機関	各市町村	処理機関	各土木事務所 まちづくり課	交付機関	各土木事務所 まちづくり課	標準処理期間	60～90日	目次	15-2
							標準経由期間	上記に含む日	No.	